本人認証サービス(3Dセキュア)に関する特約

本規定は、トヨタファイナンス株式会社(以下「TFC」といいます)が発行するクレジットカードのうち、第2条(定義)で定める 3Dセキュアの利用ができるTFC所定のクレジットカードに係る会員規約(以下「会員規約」といいます)に付帯して適用され、 3Dセキュアの内容や利用方法等を定めるものです。

第2条(定義)

本規定におけるそれぞれの用語の意味は、次のとおりです。本規定において特に定めのない用語については、会員規約におけるも のと同様の意味を有します。

- (1)「法人会員」とは、TFC 所定の法人用クレジットカードの会員をいいます。 (2)「コーポレート会員」とは、TFC 所定のコーポレートカードの会員をいいます。
- (3)「法人・コーポレートカード使用者」とは、TFC 所定の法人用クレジットカードおよび TFC 所定のコーポレートカードのカード 使用者をいいます。
- (4) 「会員」とは、法人会員およびコーポレート会員の総称をいいます。 (5) 「3 Dセキュア」とは、インターネットショッピングその他 TFC が認めた取引によるショッピングを、クレジットカードで行お うとするに際して、TFC 所定の方法で法人・コーポレートカード使用者の本人認証を行うものをいいます。
- (6)「ワンタイムパスワード」とは、3Dセキュア利用者が3Dセキュアを利用する際に、TFCから都度発行を受け、1回に限って利用できるパスワードのことをいいます。

第3条(携帯電話番号等の登録)

- 1. 法人・コーポレートカード使用者が 3 Dセキュアを利用するためには、TFC に 3 Dセキュアで使用する携帯電話番号の登録が必要です。法人・コーポレートカード使用者は、TFC に電話する方法その他の TFC 所定の方法により、 3 Dセキュアで利用する携帯電話番号を正確に登録します。携帯電話番号の登録を正確にしていない場合、TFC からのワンタイムパスワードの受信および 3 Dセキュア でのショッピングができないことがあります。
- 2. 法人・コーポレートカード使用者は、第1項の登録をクレジットカード毎に行います。

第4条(利用方法等)

- 1. 3 Dセキュアによる認証を行う場合、法人・コーポレートカード使用者は、 インターネットその他 TFC が認めた取引によるショッ ピングでの利用に際して、TFC が要求した場合に、TFC から 3 Dセキュア利用者が登録した携帯電話番号へのショートメッセージサービスその他の TFC 所定の方法で通知するワンタイムパスワードを入力します。 TFC は、入力されたワンタイムパスワードと、TFC が通知したワンタイムパスワードが一致した場合は、その入力者を法人・コーポレートカード使用者本人と推定して扱います。
- 2. TFC は第1項の認証の結果を加盟店に通知します。
- 3. 法人・コーポレートカード使用者は、第1項のほか、その他の規定およびTFCが通知または公表する注意事項等に基づいて、3Dセキュ アを利用します。
- 4. TFC は、第1項に定める3Dセキュアの認証方法を追加または変更する場合があります。

第5条(管理責任)

- 1. 法人・コーポレートカード使用者は、TFC から自己に発行されるワンタイムパスワードが3Dセキュアにおいて利用されるものであ
- 1. 伝人・コーホレートガート使用有は、IFC から自己に発行されるランクイムバスタートかるD とキュアにおいて行用でれるものとの ることを認識し、厳重にその管理をします。
 2. 会員および法人・コーポレートカード使用者は、TFC に登録した携帯電話番号宛にワンタイムパスワードが送信されることを認識し、 ワンタイムパスワードを受信するモバイル端末(以下「モバイル端末」といいます)を厳重に管理します。
 3. 会員および法人・コーポレートカード使用者は、ワンタイムパスワードの受信または認識に管理します。
- 含み「端末」といいます)の紛失・盗難等の事実もしくは3Dセキュアによる認証を他人に不正に利用された事実またはそれらの おそれがあることを知ったときは、直ちに(ただし、直ちに通知することが不可能なやむを得ない事情がある場合には、可能な限 り速やかに)、TFC に TFC 所定の方法でその事実を通知するとともに、被害状況およびワンタイムパスワードや当該端末の管理状況 等についての TFC による調査に協力します。また、会員および法人・コーポレートカード使用者は、ワンタイムパスワードまたは端末の紛失、盗難または詐取等に遭い、それにより3Dセキュアによる認証を他人に不正に利用された場合には、速やかに所轄の 警察署に届出を行います。
- 4. 他人にクレジットカード番号、有効期限およびセキュリティコード等、クレジットカードでのショッピング時に利用する情報(以 下「カード情報等」といいます)を使用された場合(端末にカード情報等を登録するなどして、当該端末が決済手段として使用された場合を含みます)であって、その際にワンタイムパスワードが使用されたときには、それらの利用代金は会員の負担とします。 ただし、ワンタイムパス! この限りではありません。 ワンタイムパスワードの管理につき、法人・コーポレートカード使用者に故意または重大な過失が存在しない場合には、

第6条(禁止事項)

る員および法人・コーポレートカード使用者は、3Dセキュアの利用にあたって、以下の行為を行ってはなりません。
(1) ワンタイムパスワードを第三者に開示し、使用させ、または譲渡する行為
(2) コンピュータウィルス等の有害なプログラムを3Dセキュアに関連して使用または提供する行為

- (3) TFC またはカード発行会社の権利を侵害する行為、および侵害するおそれのある行為
- (4) 法令または公序良俗に反する行為

第7条(免責)

- 1. TFC は、3Dセキュアに使用する電子機器、ソフトウェア、暗号技術などにつき、その時点における一般の技術水準に従って合理的なシステムを採用し、保守および運用を行いますが、TFC はその完全性を保証するものではありません。
 2. TFC は、TFC の責めに帰すべき事由がある場合を除き、3Dセキュアの利用に起因して生じた会員および法人・コーポレートカード
- 使用者の損害について、責任を負いません。
 3. 通信障害、通信状況、端末やソフトウェアに起因する事由、加盟店に起因する事由その他 TFC の責めに帰すべきでない事由により、会員および法人・コーポレートカード使用者が正常に本規定に定める3Dセキュアの提供を受けられなかったこと、またはカードを利用できなかったことにより、会員、法人・コーポレートカード使用者または第三者に損害または不利益が生じた場合でも、TFC
- は一切その責を負いません。 4. 会員および法人・コーポレートカード使用者に損害が生じた場合、TFC に故意または重大な過失がある場合を除き、TFC は通常生ず べき損害(逸失利益その他特別の事情によって生じた損害を含みません)の範囲内で責任を負います。

第8条(3Dセキュアの一時停止)

- 1. TFC は、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれのある場合は、事前に公表または会員および法人・コーポレートカード使用者に通知することなく、3Dセキュアの全部または一部の提供を停止する措置をとることができます。
 2. TFC は、システムの保守等、3Dセキュアの維持管理またはセキュリティの維持に必要な対応を行うため、必要な期間、3Dセキュ
- TO は、マハイムの体が可、のDビイユーの維持責任またはピイユリティの維持に必要な対応を行うため、必要な期间、3Dセキュアの全部または一部の提供を停止できます。この場合、TFC は会員および法人・コーポレートカード使用者に対し、事前に公表または通知します。ただし、緊急的な保守、セキュリティの確保、またはシステムの負荷集中の回避等の緊急を要する場合においては、事前の公表および通知をすることなく、3Dセキュアの提供を停止します。